

NHK受信料制度等検討委員会
第2回会合 議事要旨

■ 日 時

平成29年3月7日（月） 16:00～18:00

■ 場 所

NHK放送センター 5階会議室

■ 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

安藤英義、鈴木秀美、山内弘隆、山本隆司（4名）

【オブザーバー】（敬称略）

平松剛実（1名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」資料説明
- 3 意見交換

■ 議事概要

1 資料説明および意見交換について

事務局より、メディア環境の変化、NHKのインターネット活用業務の取り組みや常時同時配信についてのNHKの考え方などについて説明があった。

その後、仮に常時同時配信が実現した場合におけるサービスのあり方や、負担のあり方をどう考えるかについて、受信料負担の公平性、財源の確保、財源の独立性（財源の性質）、および現行受信料制度との接合性等の観点から、意見交換が行われた。

意見交換においては、委員から以下のような発言があった。

- 社会動向やメディア環境の変化等を踏まえると、NHKとしては広く選択肢を想定して検討される必要があるだろう。ただし、現行の受信料制度がすぐ変わるということにはならないだろうから、現時点では、現行の受信料制度との接合性・整合性を考慮して検討することが重要となる。

- 費用負担者の範囲として、常時同時配信の「利用者」に負担を求める考え方もあり得るが、常時同時配信を利用できる環境を整備した方、視聴する意思を示した方など、「利用者」をどのようにとらえるか。
- 現行の受信料は“アベイラビリティフィー”（利用できる環境が整備されていることに対して料金を支払う）と解されることから、常時同時配信についても同様の考え方を採る場合には、現行受信料制度と整合しうる。
- 費用負担を求める考え方としては、受信料として負担を求める考え方のほか、サービス対価的な料金を設定する考え方も考え得るが、海外公共放送の常時同時配信においては、現時点で後者を採っている事例は見られないこともふまえて、公共放送としての適切な選択が必要である。
- 受信料として負担を求める考え方であっても、支払いをしていない人に対する取り扱いによっては、視聴者・国民から見て、サービス対価的なものにかなり近いものとなる可能性がある。イギリスが常時同時配信の財源モデルとして受信許可料制度を継続しつつ、認証のありようについて検討を続けている背景にも、そのような配慮があるのではないだろうか。
- 負担のあり方については、ドイツの放送負担金制度が議論のきっかけになると思うが、日本では実現するハードルは高いのではないか。
- 常時同時配信視聴時の認証の有無など、利用のハードルをどの程度に設定するのが適切であるかは、十分な議論が必要である。利用にあたり、多くの端末操作等のアクションを求めると、利用のハードルがかなり高まるのではないか。簡便性とフリーライド抑止等のバランスをとることが望ましい。
- 常時同時配信が実現した場合には、見逃し配信のニーズも高まることが想定される。一方、現在、NHKオンデマンドで提供されているサービス（「見逃し番組」「特選ライブラリー」等）との位置づけの整理等は重要である。
- ネットサービスでは、一般的に個人や機器（デバイス）を利用単位とすることも選択肢となっている。一方で、常時同時配信の利用者（費用負担者）の把握方法や費用の負担単位を検討する際には、「世帯」を対象としている現行受信料制度との接合性や運用の可能性を考慮することが必要である。

2 次回日程について

第3回会合は3月31日（金）10時から。